

# 1978年国民投票と脱原発

## — オーストリアの選択 —

東 原 正 明\*

### はじめに

オーストリアは、1978年に国民投票によって脱原発を決定した国家である。この投票後に制定された法律によって脱原発が明確化され、さらに1999年には、この政策は憲法典にも加えられた。しかし、オーストリアが第2次世界大戦後、一貫して原子力に反対する国家だったわけではない。敗戦後、連合国による占領から独立を回復することになった1955年の国家条約では、核兵器の保有が禁止された。しかし、原子力に関する研究は進められ、そのための機関が設立されるとともに、ウィーンには国際原子力機関（IAEA）も受け入れられた。こうしてオーストリア、とりわけウィーンはヨーロッパの「原子力の首都」へと立場を変えようとしていた。そしてオーストリア社会では、原子力技術が「黄金の未来を予言する」ものとしてラジオ番組やメディアで楽観的に語られた。一方で、放射性廃棄物の処理に関しては、当初は議論のテーマとならず、むしろ原子力は「常にコントロール可能である」とされ、水力に代わる発電技術であると考えられるようになった<sup>1</sup>。

---

\*福岡大学法学部准教授

オーストリアの最初の研究用原子炉は、1958年からニーダーエースタライヒ州サイバースドルフに建設が進められた。この原子炉が作られることによって、建設時には最大400人、平均でも200人の雇用が生み出されたほか、170の企業が関わるなど、周辺地域への経済効果も認められた。したがって、当初の原子力政策は、第2次世界大戦後のこの地域の経済的に困難な状況を一定程度緩和することに寄与する側面を持っており、原子炉建設は雇用政策としての効果もあった<sup>2</sup>。

その後、1970年代にはニーダーエースタライヒ州ツヴェンテンドルフに原子力発電所が建設されたが、この原発建設は激しい反対運動を引き起こした。建設後の1978年11月には、その稼働の是非をめぐって国民投票が行われ、最終的に原発を稼働させないことが決定された。だが、連邦政府は原発の導入を必ずしもあきらめたわけではなく、1986年までの時期は、再び原発推進へと政策の舵が切り直されようとする期間でもあった。政治学者のヴォルフガング・C・ミュラー（Wolfgang C. Müller）は、1986年にチェルノブイリ原発事故が起こらなければ、オーストリアは1980年代末に再び原発を推進したかもしれないとも指摘している<sup>3</sup>。

チェルノブイリの原発事故後、オーストリアは脱原発の立場を明確にしてきた。しかし、早期にこの立場を決定したオーストリアの原子力政策については、2011年の福島第一原発事故後に脱原発へと政策を転換したドイツや、原子力大国であるフランスに関する研究とは異なって、日本国内でも必ずしも多くの研究が蓄積されているわけではない。近年の代表的な研究としては若尾祐司「オーストリア国民と核技術の半世紀 - 「原子閉鎖」「原子力なし」の道筋 -」（若尾祐司、木戸衛一編『核開発時代の遺産 未来責任を問う』昭和堂、2017年）を挙げることができよう<sup>4</sup>。またオーストリアでは、ミュラーによる *Austria. Rejecting Nuclear Energy - From Party Competition Accident to State Doctrine.* in: Wolfgang C. Müller and Paul W. Thurner

(ed.), *The Politics of Nuclear Energy in Western Europe*. Oxford, 2017や、Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidinger, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld*. Wien, 2012に収録された各論文がある。

それらをふまえつつ、ここでは、オーストリアで脱原発がどのようにして実現したのかを検討する。脱原発を国是とするオーストリアに対して、日本では原発に反対する立場の人たちから好意的な印象が持たれていよう。確かに、国民投票から40年、オーストリアは脱原発を繰り返し訴えてきたきた。本稿を通じて、はたして同国の原子力政策<sup>5</sup>は理想的であると言えるのかという点についても考えたい。

本稿ではまず、1978年の国民投票を検討するにあたって、オーストリアにおける直接民主主義の制度について整理する。次に、オーストリアで原発が建設され、それが国民投票を通じて放棄されるまでの歴史的な展開を確認する。そして最後に、国民投票の結果を受けて政策的立場がどのように変化したのかを検討し、「反原発国家」となった現在のオーストリアの立場に至る過程を明らかにする。

## 1. オーストリアの直接民主主義

オーストリアには、国民の直接選挙によって選ばれる大統領が存在するものの、現実の政治では議院内閣制が採用されており、議院内多数派が内閣を組織している。第二次世界大戦後、オーストリア国民党（Österreichische Volkspartei (ÖVP)）の単独政権となった1966年から1970年と、ブルーノ・クライスキー（Bruno Kleisky）の下でオーストリア社会党（Sozialistische Partei Österreichs (SPÖ)、1991年よりオーストリア社会民主党（Sozialdemokratische Partei Österreichs)）が単独政権を作り、安定的に統治した1970年から1983年を除き、オーストリアでは連立政権が常態化してい

る。そしてその多くは、SPÖとÖVPという二大政党が連立する大連立政権であった。したがって同国では、国民の意思は、基本的には国民議会(Nationalrat)と内閣を通じ、主として大連立を中心とした連立政権の下で政治に反映されてきた。

その一方で、オーストリアでは、連邦レベルにおいて三つの直接民主主義的な手段も憲法で定められ、活用されている。この直接民主主義的手段は、国民が政治的な意思を示す上で非常に重要なものとなっている。それは、国民投票(Volksabstimmung)、国民意向投票(Volksbefragung)、国民請願(Volksbegehren)である。

そのうち、国民意向投票については、連邦憲法第49b条に定められている。同条第1項によれば、「国民意向投票は、国民議会で、中央委員会(Hauptausschuss)<sup>6</sup>における予備協議後に、議員あるいは連邦政府の動議に基づいて決議された場合、連邦の立法の管轄において規制される基本的かつ全オーストリアの意味を持った事項に関して行われる」。そして第2項では、国民意向投票の形式についても規定されている。それによれば、「第1項による動議には、国民意向投票を基礎とした質問を提案するものでなければならない。これは、「はい」か「いいえ」で答える問いか、二つの選択肢から選ぶ問いでなければならない」。この国民意向投票は憲法に定められた三つの直接民主主義的な手段のうちで最も新しく、1989年に導入されたものである。また、すでに存在する法律に関して国民の意向を問うものではなく、結果に法的拘束力もない。ゆえに、「投票で勝利した者が完全に自分の意志を貫徹し、敗北した者の立場は全く考慮されない」という意味で、直接民主主義的手段は「多数派の命令(Diktat)」という特徴を持っているが、この国民意向投票はその効果を弱め、妥協の可能性を活用できるという考慮に基づいているとされる<sup>7</sup>。

連邦レベルでの国民意向投票は、2013年に初めて実施された。問われた項

目は、「あなたは職業軍人制と有給の「ボランティアの社会奉仕活動年（freiwilliges Sozialjahr）」の導入に賛成か」と、「あなたは一般兵役義務と良心的兵役拒否の維持に賛成か」であった。この投票の投票率は52.4%で、新たな制度の提案となる前者に賛成したのは40.3%であったのに対して、現行制度維持を維持することを意味する後者には59.7%の賛成が寄せられた<sup>8</sup>。

一方、国民請願は1920年以降憲法に規定されており、一定数の国民が署名をすることによって法律の制定を求める手段である。連邦憲法第41条第2項によると、有権者10万人分、あるいは三つの州でそれぞれ有権者の6分の1の署名が集まった場合、国民議会に対して立法化が求められることになる。国民請願は、「連邦法によって規定されるべき事項について行われ、法案の形で提起されなければならない」のである。

多くの国民請願は立法化につながるような直接的成果を挙げていないが、実施されたものの約半数は市民グループではなく、野党によって行われている。彼らは国民請願を發議するが、それは、自らの政策を実現するための追加的な手段として利用しようとするのである<sup>9</sup>。したがって国民請願は、近年、政党間競争において、そして政治的課題設定の際に大きな意味を持つに至っているとされる。過去には、子どもを持つ家族の生活条件の改善を求めて1999年に行われた「家族国民請願」では約577万人の有権者のうち約18万人分（3.17%）の署名しか集められなかったが、立法化に結びついたということもあり、署名を多く集めたか否かが成功したかどうかを判断する基準にはなり得ない。その判断は、法律の議決との関連において、署名数が多いか少ないかよりも政党の戦略的な判断が決定的であるといえる<sup>10</sup>。

このように、国民意向投票と国民請願という二つの直接民主主義的手段は、国民が新たな政策の決定を求めるかどうかを問うものであるといえる。これに対して、国民投票は特定の条件のもとにのみ行われるものである。まず、連邦憲法第44条第3項によれば、国民投票は、連邦憲法が全面的に改定され

る場合や、その部分的改定の場合でも、国民議会あるいは連邦参議院の議員の3分の1が求めれば実施される。また、同第60条第6項には、国民投票が連邦大統領の解任の際に行われることも定められている。さらに同第43条によれば、国民議会のすべての法律決議は、国民議会が決定した場合、あるいは国民議会議員の過半数が求めた場合に国民投票に付されることになっている。オーストリアではこれまで2度の国民投票が実施されている。本論文の主題である、建設された原発の稼働の是非を問うことを目的に1978年に行われた国民投票は、第43条に従って国民議会による議決に基づいて実施されたものである。それに対して、EU加盟に関して行われた1994年の国民投票は連邦憲法の全面的改定と関わるものであった<sup>11</sup>。

したがって国民投票の特徴としては、「連邦法律について国民投票をするか否かは、国民議会の多数が、これを明確に意欲するかどうかにかかっている」のであり、それが実施されるか否かは議会の判断に基づくという点を挙げることができる。それゆえ国民投票は、国民議会に多数派を形成する「与党の道具であって、野党の道具としては機能し得ない」のであって、「連邦法律の制定に対する与党の責任を免除し正当化する機能を果たすにすぎない」とも指摘される<sup>12</sup>。

## 2. オーストリアで原発が放棄されるまで

それでは、実際に国民投票の対象となったツヴェンテンドルフ原子力発電所について、建設の経緯から順に確認してみよう。

### (1) ツヴェンテンドルフ原発の建設まで

戦後、オーストリアでは1956年に「オーストリア原子力研究協会 (Österreichische Studiengesellschaft für Atomenergie)」が設立された。原子力政策は、他の西欧諸国と同様に産業の近代化と結びつけて検討され、1960年には最初の研究用原子炉が稼働した。1969年には、保守政党である ÖVP の単

独政権下で、ウィーン近郊のニーダーエースタライヒ州ツヴェンテンドルフに最初の原発が建設されることが決まった。そして1970年には、連邦政府などによって、立地地域の名を冠したトゥルナーフェルト発電所有限会社（Kraftwerk Tullnerfeld Gesellschaft GmbH）が設立され、ツヴェンテンドルフ原発は1972年に建設が開始された。連邦政府は電力業界よりも熱心に原子力政策を進め、1970年に成立したSPÖの単独政権では、1974年に、オーバーエースタライヒ州の工業地域に近いニーダーエースタライヒ州サンクト・パンターレオンに2基目の原発建設が計画された。1972年にはすでにFPÖが原子力発電への反対を表明していたが、ÖVPとSPÖは「原子力の平和利用」に賛成の立場にあり、1975年に策定されたエネルギー計画では、1976年に最初の原発が稼働したのち、1985年には全4基で電力生産の33%を賄うものとされた。したがってこの時期、二大政党の一方であるÖVPの単独政権期に原発の建設が許可され、次いで、もう一方のSPÖの単独政権の下でその建設が進められたのであった<sup>13</sup>。

そもそも1960年代から、オーストリアでは電力供給を行う上で原子力をどの程度利用するかということについて議論されてきた。国際的に原子力に注目が集まる中で、このエネルギー源を無視したくはないという立場がある一方で、電力会社には水力をさらに強化することを望む意見もあった。技術的に、電力供給という点で水力には信頼性があり、以前より活用してきた方法であるがゆえに、その継続が望まれたのであった。また、同時にこの時期、のちの環境保護運動の先駆けとなる、谷や川をせき止めることに反対する運動が登場していた。この運動の存在は、政党から電力会社に至るまでのあらゆる責任ある主体が、オーストリアにおいて原子力開発に着手することを決心するに際して、一定の影響を与えることになった。当時すでに、原子力という新たな技術への賛成と反対はあらゆる社会集団の中に混在していた。そして1975年に至るまで、各政党の綱領においては、すでに部分的には懐疑的

な見解も示されていたものの、原子力の導入に関しては大きな相違を見出すことはできなかった<sup>14</sup>。二大政党は原子力に対して賛成の立場を取っていたものの、まだそれに言及することはなく、両党が原子力政策について、その推進を明確化させたのは1970年に行われた国民議会選挙の際の選挙綱領であった。1973年の第1次オイルショックによってエネルギー政策は一層注目されるようになり、1974年にÖVPは、水力と原子力が相互を補完し、オーストリアの原油への依存度を下げするために両エネルギーに投資することを提案した<sup>15</sup>。

オーストリアの電力会社の利益団体であるオーストリア・エネルギー（Oesterreichs Energie）の前身の団体であったオーストリア発電所連盟（Verband der Elektrizitätswerke Österreichs）<sup>16</sup>は、1975年や1978年に原発の必要性についてQ&A形式で答える冊子を作成している。そこでは、「エネルギー消費を増やさないということは、前提として私たちの生活水準をさらに向上させることを断念するというだけではなく、貧しい国民の正当な願いが満たされえないということも意味する」とされ、エネルギー消費の増大が、生活水準の向上とともに貧困の克服という課題とも結び付けられた。また、エネルギー供給を抑えて経済成長を制限しようとするれば、オーストリア経済の発展に対して「重大な結果をもたらし」、失業者の増加につながる可能性がある」と指摘された。そして冊子では、エネルギー消費が増えなければ完全雇用も維持されないのであって、さらなるエネルギー消費によって「雇用の場を準備し、購買力を増大させ、住宅やあらゆる生活設備に対する需要が増え、それとともに電力需要も増加する」と述べていた。こうしてオーストリア発電所連盟は、経済成長のためには電力消費を増やす必要があると説き、それによって人々の生活は維持・改善されていくと説明した<sup>17</sup>。

また冊子は、オーストリアの将来のエネルギー需要を原発なしで賄おうとする場合には、水力発電所をさらに建設するとともに、1990年までに少なく

とも10基の火力発電所を建設しなければならないとの見通しを示した。オーストリアの家庭では、電力消費が年間10%増加し、1975年からの7～8年で産業界の電力消費を上回るだろうとの見通しも示された。オーストリア発電所連盟は、女性の家事労働の負担を軽減させるために電力会社が対策をとり、生活水準と生活の質を向上させるとしたのであった<sup>18</sup>。

次に、エネルギー源について冊子は、次のように指摘している。「とりわけ原油や天然ガスのようなエネルギーが尽きるまで乱掘することは、できるだけ早期に制限されなければならない」。「したがってエネルギーは、数十年で枯渇するようなことのない、新たなエネルギー源から生産されなければならない。核燃料はそのようなエネルギー源だ」と。そして、ザルツブルク州フォルシュタウに有望なウラン鉱脈があり、開発中であること、アルプス山脈にもウランが埋蔵されているとみられることが説明された<sup>19</sup>。

これらが解説された上で、冊子は原子力がいかに経済的に安定したエネルギー源であるかを説明している。それによれば、「電力の原価は、ウラン価格が二倍になった場合に約10%増大するだけであるのに対して、石炭価格が2倍になった場合には55%上昇し、原油の場合は65%上昇する」とされ、「原子力の利用は、電力価格の安定に貢献する」と述べた<sup>20</sup>。さらに、核燃料のエネルギー効率の高さを指摘し、暖房用の石油で核燃料と同じだけの電力を生み出そうとする場合、10万倍の燃料が必要になると主張した<sup>21</sup>。

加えて、オーストリア発電所連盟が、原発所在地の放射線量がいかに少ないかを強調している点も指摘しなければならない。彼らによれば、原発周辺の被曝量の平均値は、年間1～2ミリレムという自然被曝の約1%であるとのことであった。そして、海拔500mで年間約50ミリレムである、1階から10階に引っ越すと自然被曝線量は年間1ミリレム増加する、などと説明し、原発所在地の放射線量は自然被曝と比較して意味のある数値ではないとの判断を示している<sup>22</sup>。さらに「水力発電と原子力発電のみが、事実上、科学的

な有害物質を量的に環境に放出しない」とも述べ、放射性廃棄物は十分に希釈された上で環境に放出されることが強調された<sup>23</sup>。そして地震については、トゥルナーフェルトの原発の建設地は地震の起こる場所ではないとされた。また、それでもなお、技術上、構造上、この地域で知られている最も大きな地震が想定されていると、地震対策が行われていることを強調した<sup>24</sup>。

オーストリア発電所連盟は、放射性廃棄物をどのように処理するかについても説明を行っている。彼らは放射性廃棄物を低レベル、中レベル、高レベルに分類した上で、低レベル廃棄物と中レベル廃棄物はオーストリア原子力研究協会によってサイバースドルフで加工され、1990年代初めに最終処分場が稼働するまで保管されたとした。一方で、国外で行われる使用済核燃料の再処理のちに生じた高レベル廃棄物は、オーストリアへ返却後に最終処分場で保管されるか、国外で最終処分されるとした<sup>25</sup>。

一方、自然エネルギーについてオーストリア発電所連盟は、積極的な評価を行っていなかった。太陽光発電については次のように述べている。「より大きな規模で発電するために太陽光を利用するのは、われわれの地域では経済的にほとんど不可能であろう。なぜならば、オーストリアは気候的に太陽光の降り注ぐ国ではなく、今日知られている方式で大量の電力を蓄えることはできないからである」と。また、風力発電についても、その評価は厳しかった。彼らは、風力はそれほど意味を持ってはいないだろうと指摘した上で、この発電方法が「最もコストがかかり、最も信頼に値せず、最も非効率的」であると明確に否定した。さらに地熱発電や潮力発電に対しては、適した土地が少ないと断定した<sup>26</sup>。

一方、反対運動に目を転じてみると、インスブルック大学政治学研究所のベルンハルト・ナッター (Bernhard Natter) によれば、1960年代末から70年代初めにかけての時期にツヴェンテンドルフ原発に反対していた者たちは一般に、圧倒的に保守的な層であり、むしろ非政治的であったという。そし

て、三重の意味で彼らは孤立していたのであった。第一に、立地地域であるトゥルナーフェルトで、直接的な当事者である住民たちが反対運動に関わるきっかけを見出せていなかったことである。周辺の大農家に対しては、ÖVPを構成する主要な団体の一つであり、原発に対して明確に賛成していた農民同盟（Bauernbund）の影響が強く、また通勤者が多く住むツヴェンテンドルフでは、経済状態の向上や新規の雇用の場の創出に対する期待が非常に大きかった。第二に、たとえば新たな学生運動や以前からの左翼の活動のような社会集団も、「学問的で技術的な進歩」という観念に頑強にとらわれていたことである。そして第三に、「環境」はまだ喫緊の政治的テーマではなく、世論、特にメディアにおける共感が少なかった。

しかし、そうした状況は1970年代半ばには変化を迎えた。それまで、オーストリアではほとんど組織化されておらず、世論に影響力を持ちえていなかった反対者たちが、活動家や支持者を包含した新たなグループを形成した。そして、組織構造を全オーストリア的なものへと発展させ、連邦レベルにおいて社会的な議論と政治的決定過程に対して影響を及ぼすことができるようになったのである。ナッターは、反原発運動が全オーストリア的な意味を持つようになる一歩として重要であったのは、フォーアアルベルクとオーバーエースタライヒにおける地域的な反原発のイニシアティヴであったと指摘する。スイスでは、オーストリアとの国境近くのリュエティに原発建設計画が持ち上がった。隣接するフォーアアルベルク州では、組織的には保守的な運動である「生活を守るための世界連盟（Weltbund zum Schutze des Lebens）」が中心となり、州内最大の日刊紙である『フォーアアルベルガー・ナーハリヒテン』が支援して、幅広い反対運動へと発展した。そして、この反対運動がきっかけとなって、オーストリア連邦政府はスイス政府に対して公式に反対を表明した。これによって、「原子力の問題は間接的に連邦レベルのテーマとして認知された」のであった<sup>27</sup>。さらにオーバーエースタライヒ州でも、

サント・パンターレオンに計画された原発に対する抵抗活動が行われた。同州の「自然保護連盟 (Naturschutzbund)」と「生活を守るための世界連盟」の活動家を中心となったこの活動は、オーストリアの反対運動に決定的な意味を持つものとなり、のちに「原子力の危険に反対する市民イニシアティブ (Bürgerinitiative gegen Atomgefahren (BIAG))」へと組織化されたのであった。

原発建設反対運動の人的基盤は自然保護組織の保守的で高齢のメンバーから左翼の学生の一部までに広がり、この活動は、人々の間に生じつつあった環境意識が明確化したという点で重要な意味を持った。BIAGは直接的な市民の参加を求めて、手紙による独自の「国民投票」を実施し、オーストリア全体において反原発運動が国民投票を求める先駆けとなった。さらに、反対世論の確立を目的として、情報提供や議論を行うための集会やデモ、ビラの配布など多様な形態が利用された。オーバーエースタライヒで反原発の世論が拡大する中で、連邦首相クライスキーらはリンツでの討論集会に参加し、それがテレビや全国紙で報道されることで、原発建設の問題は、もはや特定の地域に限られたものではなくなっていった。クライスキーが、賛成と反対という双方の立場の専門家によるパネルディスカッションを伴うキャンペーンが行われることを予告するなど、この問題は公式に連邦レベルの政治的なテーマとなったのであった。一方、オーストリア全土でのキャンペーンの実施によって、1976年には、超党派的な原発反対グループと原発に反対する個人が、「オーストリアの原発反対者のイニシアティブ (Initiative Österreichischer Atomkraftwerkgegner (IÖAG))」へと連合することが促進された。このIÖAGは、オーストリアとの国境に近い外国の原発と放射性廃棄物の貯蔵への反対を表明する組織であった。彼らは、すでに建設がほぼ終わっていたツヴェンテンドルフ原発の稼働にも反対し、1978年に実施されることになる国民投票に力を集中させた。主たる要求をこの国民投票に限定するこ

とで、政治的に非常に不均質で、多様性に富んだ諸集団は、統一の目標へ向かって進むことに成功したのであった<sup>28</sup>。

科学者からも、原発への反対の声は上がっていた。ウィーン大学物理化学研究所放射化学部門のエンゲルベルト・ブローダ（Engelbert Broda）は、すでに1976年に、「原発の建設は最小限にとどめて、可能な限り即座に全体として中止する」べきであるとの立場を表明していた。彼は、自分たちの世代が、エネルギー供給が不十分であるがゆえに被る困難を免れるために原子力を導入しようとするならば、それは来るべき世代に対して、その了承を得ることなく10万年の単位で放射性廃棄物を管理するという負担を背負わせることになるとの懸念を示し、「その処理のための道筋を我々は提示できないのである」として廃棄物の問題を解決することなく原子力を導入することに強く警鐘を鳴らした<sup>29</sup>。

こうして、社会科学学際的研究センターのルードルフ・ゲッツ（Rudolf Götz）も整理しているように、オーストリアにおいても新しい社会運動が形成され、定着する際に、環境保護と科学技術をめぐる対立が中心的な役割を担った。そして、1978年の国民投票の際に生じた原発稼働の是非をめぐる対立は、「新しい社会運動が重要な政治的ファクターとして連邦全体に定着するための「大量動員する鍵となる対立」として、それとともにオーストリアの政治文化の変化の出発点として位置づけられる」のであった<sup>30</sup>。

## （2）1978年の国民投票

社会のレベルでは、たとえばオーストリア労働総同盟（Österreichischer Gewerkschaftsbund (ÖGB))の委員長であり、「原子力の筋金入りの擁護者」<sup>31</sup>でもあったアントン・ベンヤ（Anton Benya）は、放射性廃棄物の長期間の中間貯蔵は可能であり、最終処分の問題も解決されると考えていた。そして、国民投票直前の1978年9月の演説では、完全雇用を維持することの重要性を

強調した上で、経済分野に対する国内での十分なエネルギー供給がなければ、それはなし得ないと主張して、国内で原発を稼働させることの意義を訴えた<sup>32</sup>。また、労働者や経営者などが義務的に加入する労働会議所（Arbeiterkammer）や経済会議所（Wirtschaftskammer）もツヴェンテンドルフ原発の稼働を求める中で、与野党がどのように決定を下すかが問題となった。与党であり原発推進の立場であったSPÖは、自党だけが責任を負うことにならないよう、議会の決定に基づいて政策を進めた。それに対して、原発問題を中心に与党に反対する立場を強める路線を推進しようとした野党のÖVPは、SPÖによる単独政権に対して責任を押しつけようとした。その一方で、ÖIAGは代表制民主主義における決定を根本的に問題視し、反代表制民主主義の立場をとった。彼らにとって、議会による決定は、議会外ではすでに受け入れられていない決定を事後に正当化するための、「公証人の文書（Notariatsakt）」でしかなかった。したがって、政権が原発の燃料棒搬入をひそかに決め、それを強行したことは、すでに大衆の間では結論が出ているこの決定への否定的立場を害するものであると理解された。原発反対の運動は反議会制民主主義の立場をとり、実施されたデモはツヴェンテンドルフ原発ではなく、議会制民主主義下における政治的決定の象徴である連邦首相府と議会へ向けられた。そして、その際のスローガンは、「原発に関する議会の決定は欺瞞に満ちた虚偽である」というものであり、国民投票の実施が求められたのであった<sup>33</sup>。

SPÖは、「原子力の平和利用」とツヴェンテンドルフ原発の稼働に明確に賛成であったが、クライスキー首相は、オーストリアが原子力政策を推進するための根拠となるよう、政治エリートがコンセンサスを維持することを強く望んだ。FPÖには早くから原子力に懐疑的な政治家も含まれており、その中には、放射線の遺伝に対する影響を極右的な立場から懸念する者もいた。1977年にFPÖは完成間近のツヴェンテンドルフ原発の問題を取り上げ、稼

働する前に放射性廃棄物の最終処分を含めた安全に関する全ての問題を解決するよう求めるなどした。こうしたことから、クライスキーからすれば、1969年に原発の建設促進を決定した ÖVP とであるならば連携が可能だと考えるに至ったのであった。1977年秋からは、議会においてツヴェンテンドルフ原発の稼働を合法と認める決議に ÖVP の同意を得るための交渉が進められた。一方 ÖVP からは、原発の安全を政府が保証し、かつ放射性廃棄物の問題をどのようにして解決するか示すよう要求された。しかし、この交渉は進展することなく終了した。こうして、国民投票には SPÖ が賛成し、FPÖ が反対することが明らかとなる中、ÖVP は有権者に対して反対票を投じることを明確には勧めなかったものの、党首であるヨーゼフ・タウス（Josef Taus）が自身は反対票を投じることを明言し、党幹部にも同様の行動が求められた<sup>34</sup>。

ツヴェンテンドルフ原発の建設を単独政権下で開始しながらも、野党となったのちにその稼働に反対を唱えるようになった ÖVP について、SPÖ のクライスキー首相は、「発電所を稼働させず、数十億シリングを無駄遣いするのは誤りだと考える」と批判するとともに、稼働の是非が問題となる原発「計画を切り札とし、ÖVP をその責任から解放することも同じく誤りである」と指摘した。そして、その解決策として原発の稼働に関して国民投票を行うことを、副首相のハンネス・アンドロシュ（Hannes Androsch）やウィーン市長のレオポルト・グラッツ（Leopold Gratz）、国民議院内総務のハインツ・フィッシャー（Heinz Fischer）に語った。しかしそれによって、国民投票で稼働が否決されたならば政権の敗北を意味し、クライスキーは退陣しなければならない状況となった。投票賛成のキャンペーンを取り仕切った SPÖ のカール・ブレッヒャ（Karl Brecha）はのちに、僅差で否決されたことを受けて、「仮にツヴェンテンドルフを稼働させたならば、それは党と国家を引き裂くことになっただろう」と感想を語った<sup>35</sup>。

それでは、一般の国民は、この国民投票に対してどのように対応しようと

したのでらうか。当時、世論調査機関 Fessel+GfK-Institut のマネージャーを務めるとともに、ウィーン大学などでの非常勤講師も務めていたルードルフ・ブレチュナイダー（Rudolf Bretschneider）によれば、当時の国民の間では、ツヴェンテンドルフ原発について日常の会話の中で広く議論されていた。「メディアにおいてだけではなく、家族の中でも、そしてレストランでも（他の客や店員と）議論が行われた」のであった。彼は、国民投票が実施されることについて、非常に短い期間でほぼすべての国民に周知されたとし、国民の3分の2はツヴェンテンドルフ原発に関する国民投票の実施を基本的に正当であると判断していたと指摘している。その一方で、4分の1の国民は国民投票の実施を誤った先例になると考えており、高学歴の者たちや社会的階層の高い者たちが特に拒否的態度を示したという。こうした人々の賛否の状況をふまえ、ブレチュナイダーは、国民投票への賛成が国民に多かった理由として、直接民主主義的な手段が人々にますます歓迎されていたこと、1945年以降最初の国民投票であったことを挙げている<sup>36</sup>。

さらに彼によれば、投票前の1978年7月の時点では、原発に関する情報が十分に知らされているとした人は43%であったにもかかわらず、9月にはそうした感覚を持っている人の割合は37%に低下した。情報が少ないと感じている人の多くは、この問題が複雑なものであるということを重荷と感じており、社会的階層が低い者たちであったとされる<sup>37</sup>。

また、ブレチュナイダーが所属する Fessel+GfK-Institut による調査では、1978年7月には、調査対象者の46%がツヴェンテンドルフ原発の稼働に賛成と回答していた。それに対して、稼働反対の態度を示したのは22%であり、29%がまだ賛否を決めていないと答えていた。賛成と回答した人たちの40%は電力需要の増大をその理由としていた。また、16%は原発がすでに建設されていることを賛成の理由に挙げ、13%はすでに原発建設に投入されたコストが大きいことや隣国の国境に複数の原発が存在することを理由とした。そ

れに対して、原発によって技術の進歩が象徴される、電気料金が安くなる、雇用の場が確保されるといったことを挙げた回答者は多くなかった。したがって、ツヴェンテンドルフ原発の稼働は、それに賛成した者たちが原発を必要と考えて自らの立場を決定したというよりは、むしろ、すでに建設されているという現実があるがゆえに彼らに受け入れられたのだと、プレチユナイダーは結論づけた。一方で、反対者はその4分の1ほどが原発に対する漠然とした反発や不快感を理由とし、さらに4分の1はツヴェンテンドルフ原発を危険であると考えていた。また、14%は放射性物質の保管に関する問題が解決されていないことを挙げ、13%は従来からのエネルギー源が利用され尽くしていないことを理由に反対していた。加えてこの調査からは、原発に賛成する人々には、男性であること、比較的年齢が高いこと、従業員や熟練労働者であること、比較的学歴が低いといった特徴が挙げられるという。これに対して反対者には女性、若者、高い社会層に属しているなどの点が指摘される。また、政党支持別では、SPÖ 支持の67%が原発に賛成していたのに対し、ÖVP と FPÖ の支持者では33%が賛成、35%が反対と明確な特徴が見られなかった<sup>38</sup>。

しかし、原発に関する議論が国内で進行するにしたがって、賛成と反対の間の差は徐々に縮まっていった。8月から9月にかけて実施された調査では賛成が41%、反対が23%となり、さらに9月から10月にかけての調査では、賛成が39%に減少したのに対して反対が26%に増加した。7月の調査では賛成と反対の差は24ポイントであったが、9月から10月にかけての調査では13ポイントにまで縮小したのであった。一方、SPÖ 党内では、クライスキーが賛成の立場を固めようとし、それによって、彼にとっては個人的な威信の問題が関わることにもなった。しかし、その結果として党内では、原発反対の傾向が強まった。国民の多数は、どの政党を支持するかという政治的な立場から賛否を勧められることを望んではおらず、SPÖ 党内の賛成派は減少

することになった。さらに、ÖVP や FPÖ 支持層でも賛成から反対へと立場を変える者が現れた。具体的には、1978年7月の調査で SPÖ 支持者のうち賛成は67%、反対は14%であった。それに対して、ÖVP 支持者では賛成が32%、反対が30%と賛否が拮抗していた。その後、同年9月から10月にかけて行われた調査では、SPÖ 支持者に占める賛成は58%に減少した。また、反対の割合は大きく変化せず13%であり、「まだ決めていない」との回答が17%から24%に増加した。さらに ÖVP 支持者では、賛成が25%に減る一方で反対が42%に増えた。「まだ決めていない」との回答は35%から28%に減少し、同党支持層では反対の態度が明確化する傾向が見られた。こうした結果からプレチュナイダーは、国民投票に関し、投票者の15%は議論の過程で賛成から反対へとその立場を変え、その変更の時期は相対的に遅かったと推測したのであった<sup>39</sup>。

すでに建設されたツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非を問う国民投票は、1978年11月5日に行われた。64.1%の投票率のもと、50.5%が稼働に反対、49.5%が賛成という結果に終わり、オーストリアにおける「原子力の平和利用」は僅差で否決された。とりわけ、フォーアアルベルクでは反対が84.4%に達し、チロルでも65.8%が反対であった。他に反対票が賛成票を上回ったのはザルツブルク (56.8%) とオーバーエースタライヒ (52.7%) であった<sup>40</sup>。国民投票でツヴェンテンドルフ原発の稼働反対が多数を占めたことについて、物理学者であり、1980年以降は ÖVP の政策担当責任者を務めたエルンスト・シュトレールヴィッツ (Ernst Streeruwitz) は、投票までの間に連邦政府が、原発が安全であるかどうかという問題や、放射性廃棄物を処理する際の最終的なコストがどの程度であるかという問題について国民に十分説明できていなかったことを理由として指摘した<sup>41</sup>。

### 3. 国民投票後の政策的変化

#### (1) 「チェルノブイリはオーストリアを「反原発国家」へと変えた」

国民投票でツヴェンテンドルフ原発の稼働が否決された直後、11月8日にはオーストリアでの原子力の利用を認めないことを定めた法案がSPÖによって国民議会に提出され、「原子力禁止法（Atomsperrgesetz）」<sup>42</sup>として12月15日に全会一致で可決された。議会内の全政党は、再び国民投票を行うことなしに、そしてその国民投票を行うために議会において3分の2の多数を得ることなしに、この法律を破棄することはないと政治的に合意した。さらに1999年には、原発の利用と、核燃料がオーストリアを通過して移送されることを禁止する憲法典が国民議会を通過した<sup>43</sup>。こうして、国民投票から20年が経過したのち、オーストリアにおける反原発は憲法の次元にまで高められることになった<sup>44</sup>。

1983年の政府の所信表明演説でも、環境保護に配慮した形での水力発電の拡張がうたわれ、バイオマスによるガスの生産や太陽光発電の促進などが宣言された。また、議会に議席を持つ各党の選挙綱領の内容も、それまでの、エネルギー需要の増大を理由として、より多くのエネルギーを得るための方策を掲げる立場から、その状況下でもエネルギーをより少なく消費することを検討する立場へと変化しつつあった<sup>45</sup>。

しかし、原子力をめぐる議論は、国民投票によって決着したわけではなかった。議会内の全政党は国民投票の結果を受け入れていたが、その後も、投票結果と「原子力禁止法」の修正を目指す重要な政治勢力が存在していた<sup>46</sup>。国民投票後、与党であるSPÖが先頭に立って原子力の利用禁止を法制化したことで、この問題は政治課題から取り除かれることになったが、一方で、原子力が禁止されることによって、国家の将来のエネルギー供給をどのように満たすかという課題も浮かび上がった。こうした問題は、オーストリアの強力な利益団体の頂点に位置する経済会議所や工業家連盟（Industriellen-

vereinigung) を影響下に置く ÖVP の経済重視派と、ÖGB や労働会議所に対して強い影響力を持つ SPÖ の労働組合関係者によって盛んに主張された。二大政党内のそれらのグループは、ともに原子力に最も親和的な勢力であり、各党は党内に原子力政策に関して重大な対立を抱えていたのであった。

しかし、二大政党自身によって再び原子力が推進されることはなく、これらツヴェンテンドルフ原発の稼働に賛成する利益団体は、党派を超えて活動することになった。彼らは、1979年の国民議会選挙後、国民投票の結果の修正を目指し、エネルギー政策に関してロビー活動を行う組織である「エネルギー事業協会 (Gesellschaft für Energiewesen)」を設立した。1980年には、ÖGB や他の経済団体が提起して、1978年の国民投票の結果を覆すことを求める国民請願が行われた。ÖGB は160万人の組合員を擁し、他の利益団体の支援も受けたが、集まった署名は約42万筆であった。SPÖ は1981年の経済綱領において、エネルギー政策として、原油依存度を下げるために「原子力の平和利用」は必要であるとの立場を堅持していた。クライスキーは1983年の国民議会選挙の際にも、ツヴェンテンドルフ原発を稼働し、さらに原発を建設することで SPÖ は多数を維持できると発言したと報じられた。一方で、ÖVP と FPÖ は選挙綱領に1978年の国民投票の結果を堅持するとの内容を書き込み、SPÖ と ÖVP や FPÖ との間では、この問題に対して明確な立場の違いが見られた。選挙は SPÖ の単独過半数喪失という結果に終わり、彼らは原発に対して強力に反対する FPÖ との間で小連立を組むことになった。この FPÖ の政権参加によって、少なくとも政治のレベルでは原発を稼働させるかどうかという議論は明らかに沈静化の傾向を見せるようになった。

こうして、国民投票後もオーストリアでは、各利益団体や SPÖ を中心に原発に対する賛成意見が根強く残っていたが、世論においても、もう一度国民投票を行った場合にも再び稼働に反対するとの回答よりも、賛成するとの回答の方が多い傾向が続いていた。1983年には中国やソ連との間で放射性廃

棄物の受け入れについての交渉がまとまり、さらに1985年の調査では58%が原子力に賛成するとの回答も示された。このような、原発の稼働に肯定的なオーストリア社会の傾向に変化をもたらしたのが、1986年のチェルノブイリ原発事故であった。自国の国土が放射能に汚染されるという事態に、フレート・シノヴァッツ（Fred Sinowatz）首相はツヴェンテンドルフ原発の稼働を断念し、それを強く求めていた ÖGB 委員長ベンヤも同意した<sup>47</sup>。いわば、「チェルノブイリはオーストリアを「反原発国家」へと変えた」のであった<sup>48</sup>。

## （2）労働組合と SPÖ の対応

各政党は原子力の問題に関して党内で議論し、内部対立も経験していた。また、各党と密接な関係を持つ主要な利益団体も、今日でこそ、国内のエネルギー生産に関して原子力に賛成の立場を表明する団体は存在しないものの、すでに述べたように、かつて労働組合や経済団体、各政党内に存在するそれらの団体と結びついた各党の支持基盤が、政党全体よりも長く、そして強く原子力に賛成する立場をとってきた。これら利益団体は、オーストリア的なコーポラティズムの形態である社会パートナーシップのもとで、戦後の政治や社会の様々な課題について合意形成を担う重要な存在である<sup>49</sup>。そのうち、労働組合と彼らを支持基盤とする SPÖ について確認してみよう。

SPÖ の原子力賛成派は、1978年の国民投票までは自らが国民投票の結果に拘束されると説明していた。しかし、1979年の国民議会選挙の数週間後には、党中央書記長（Zentralsekretär）のブレッヒャが、国民投票の結果を偶然の結果であると見せかける研究を公表し、ÖGB 委員長のベンヤも国民投票の再実施を提案した<sup>50</sup>。ベンヤは、クライスキーとともにツヴェンテンドルフ原発を稼働させる可能性を探り、原発の安全性の問題は解決され、放射性廃棄物の最終処分場の問題も解決される可能性がある」と説明した。さらに、原発の問題を、国民投票が行われた際のように情緒的な不安感をもとに議論

するのではなく、コストの面から議論しようとした。さらに彼は、今後の経済発展を見据えたときには、これまでの発電施設に加えて原発も必要であると主張して、雇用の場を拡大させるだけでなく、国民がより豊かな生活を送る上では、より多くのエネルギーが必要になると訴えた。ベンヤは、原発に賛成する立場を変えなかった数少ない政治家の一人であった<sup>51</sup>。

また、国民投票から3年経っても、ツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非は政治的に一定の影響力を持っていた。SPÖの国民議会院内総務であったフィッシャーは、当時、ÖVP内にも原発の稼働に賛成する声があることを暗に示唆しつつ、ÖVPが「ツヴェンテンドルフに建設された発電所の利用に賛成しない限り、稼働されることはない」と語った<sup>52</sup>。さらにSPÖとの小連立において、第二共和国史上初めてFPÖを政権参加に導いたノルベルト・シュテーター（Norbert Steger）は、1983年10月のインタビューにおいてやはりツヴェンテンドルフについて問われている。彼はツヴェンテンドルフ原発の稼働に何度も反対の意思を示していたが、それについてインタビューでは「副首相兼通商大臣であるにも関わらず、社会パートナーからこの問題において見殺しにされるという不安は感じないのか」と質問され、当時のオーストリアで各巨大利益団体からなる社会パートナーが原発の稼働を求めており、それに反対する政治家に対して厳しい態度を取っている様子が明らかになった<sup>53</sup>。一方で、のちにFPÖ自身は、「特にFPÖの抵抗のためにツヴェンテンドルフ原発は稼働されないままであった」として、自らが政権参加したことによって、原子力政策に対して影響力を行使できたと強調した<sup>54</sup>。

さらに、ÖGB委員長であるとともに国民議会議長でもあったベンヤは、チェルノブイリ事故後の1986年10月に行われたインタビューの中で、ツヴェンテンドルフについて語った。彼は、社会パートナーシップの担い手である各利益団体がツヴェンテンドルフの稼働に賛成の決議をしていること、自身

の所属する SPÖ も「原子力の平和利用」のための法律を議決していることを挙げ、国民投票での僅差での否決に悔しさをにじませた。そして、オーストリアやドイツの発電所で取り付けられている「多くの安全装置が、ロシアではもしかするとまだ厳密には扱われていないかもしれない」と、事故を起こしたソ連の原発とドイツなどの西側の原発には違いがあることを強調し、ÖGB や SPÖ が依然として原子力を支持していることを示した<sup>55</sup>。

## おわりに

メディア政策などを専門とするハンス・ハインツ・ファブリス（Hans Heinz Fabris）は、国民投票の直後に、この投票をめぐる国民とメディアとの関係についての研究を発表している。彼は、オーストリアのメディアの状況からして、経済的な問題については政治が決定力を発揮しうが、環境問題に対してはむしろ市民運動が影響力を持っていると指摘している。その上で、安全性と経済性が問題となったツヴェンテンドルフ原発について、メディアにとっては、経済的テーマには政策がより重要な関心事となるものの、安全性と環境保護に対しては、反原発運動が発する見解がより大きな意味を持っていたと述べている。オーストリアでは、メディアと市民運動は環境保護というテーマに関して密接な結びつきを持っていた。そして、環境問題において原発というテーマは大きな位置を占めるようになっていたのであった<sup>56</sup>。

さらにファブリスは、この国民投票が行われた1970年代後半には、政党が国民政党化するにつれて、人々の政党への忠誠心が弱まっていたと分析した。それゆえ、原発という問題においては、政党を横断する形での世論の形成が可能となったのであった。したがって、もし保守的な有権者層の大部分がリベラルな有権者や SPÖ の政策に飽き足らない有権者とともに原発反対の基盤を構築しなかったならば、環境保護を重視する勢力と反原発の急進的な意

見を持つ者たちが大きな支持を獲得することはなかった可能性があると考えられよう<sup>57</sup>。

国民投票の結果が示していることとは、今日、そして将来の、まさに学問的・技術的問題をどのように取り扱い、どのように評価するかという点であったとファブリスは指摘する。国民投票前後に行われたさまざまな世論調査の結果によれば、原発に反対する人々の大多数が理由として挙げたのは、核のゴミによって危険にさらされること、原発事故の脅威、テロリストによる攻撃の危険であった。すなわち、多くの人びとにとってこれらの問題は重要な意味を持ち、自身の行動と完全に結びついて、将来においても懸案事項となるのであった<sup>58</sup>。

こうして、ツヴェンテンドルフ原発の稼働の是非とは、国内で党派を超えて賛否が分かれる大きな問題となった。同時に、のちの環境保護運動や環境問題への取り組みに対しても影響を与えることになったのである。そして、「反原発」の立場を決定づけたのは、国民投票から8年後に発生したチェルノブイリ原発事故であった。今日、EU加盟国としての政策的な制約はあるとしても、オーストリアは反原発国家としてその立場を明確にし、周辺諸国に存在する原発に対しても積極的に反対の態度を示している。法制化され、憲法化された「反原発」の姿勢は、すでに国民の多くによって支持されており、原発推進を主張する政党はもはや存在しない。しかし同時に、このことは極右政党であるFPÖもまた反原発を訴えていることを意味する。彼らの主張する「反原発」は、純粹に安全性や環境への影響という点のみから捉えられるものではない。むしろ、隣国で稼働する原発に反対することによって、それら諸国への国民の反発を煽るなど、排外主義的なナショナリズムと結びつく可能性のある主張であるとも言える。この点については、別の稿にて検討したい。

## 謝辞

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（研究課題番号25380184、16K03505）による研究成果の一部である。

## (注)

- <sup>1</sup> Andreas Kuchler, *Das Atomzeitalter erreicht Österreich (1950–1970). Seibersdorf und die ersten Reaktoren.* in: Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidingner, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld.* Wien, 2012. S. 214-216.
- <sup>2</sup> Kuchler, a.a.O. S. 221-222.
- <sup>3</sup> Wolfgang C. Müller, *Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine.* in: Wolfgang C. Müller and Paul W. Thurner (ed.), *The Politics of Nuclear Energy in Western Europe.* Oxford, 2017. p. 98.
- <sup>4</sup> 若尾によるこの論文は、戦後から国民投票後のオーストリアの原子力政策について整理した研究として非常に重要である。
- <sup>5</sup> クーフラーによれば、「原爆（Atombombe）」を連想させることを回避するため、ドイツ語圏では「Atom」という言葉は「Kern」という言葉に置き換えられるようになったという。本論文では用語の混乱を避けるため、「Atomenergie」と「Kernenergie」というドイツ語の日本語訳とともに「原子力」として表記する。Kuchler, a.a.O. S. 225.
- <sup>6</sup> 「中央委員会」について、オーストリア議会のHPには次のように記されている。「議会は政府の活動を監視するだけではない。いくつかの非常に重要な国家の業務において、議会は政府とともに行政上の責任を引き受けるとともに、EUの枠組みへの幅広い参加の権利を有している。これが中央委員会の役割である。その他、中央委員会は重要な公務員の配置について助言を行う」。したがって、国民議会は立法と行政の監視という二つの役割を有しているが、それらとともに、「中央委員会を通じて連邦の執行行為への参加という第三の役割を引き受けている」。中央委員会は常設の委員会であり、常時招集可能である。また、伝統的に国民議会議長やその代理が委員長となり、議会各会派の院内総務が常に委員会メンバーとなる。<http://www.parlament.gv.at/PERK/PARL/POL/Hauptausschuss/Index.shtml>（最終閲覧日2018年12月6日）
- <sup>7</sup> Wolfgang C. Müller, *Das Regierungssystem.* in: Herbert Dachs, Peter Gerlich, Herbert Gottweis, Helmut Kramer, Volkmar Lauber, Wolfgang C. Müller, Emmerich Tálos (Hg.), *Politik in Österreich. Das Handbuch.* Wien, 2006. S. 110.

- <sup>8</sup> [http://www.bmi.gv.at/cms/BMI\\_wahlen/volksbefragung/Ergebnis\\_endg\\_Stimmk.aspx](http://www.bmi.gv.at/cms/BMI_wahlen/volksbefragung/Ergebnis_endg_Stimmk.aspx) 参照（最終アクセス2013年5月17日）。自由意志による参加促進のための連邦法（ボランティア法）第6条によると、「自由意志による参加の特別な形態である「ボランティアの奉仕活動年」は、公共の利益のためにあり、雇用関係の枠組みにおいて実施されるものではない。「ボランティアの奉仕活動年」の目的は、特に学校で得た基礎知識を深化させること、勤務地での仕事についての知識を深めること、社会的な職業領域のための技能獲得へ向けて知識を拡大させ、応用すること、職業的な方向性を見つけること、社会的な専門知識を強化させること、そして参加者の自由意志による社会参加を促進させることである」とされる。Bundesgesetz zur Förderung von freiwilligem Engagement（Freiwilligengesetz – FreiwG）参照。
- <sup>9</sup> Müller, Das Regierungssystem. S. 110.
- <sup>10</sup> Anton Pelinka, Sieglinde Rosenberger, *Österreichische Politik. Grundlagen, Strukturen, Trends. 3., Aktualisierte Auflage*. Wien, 2007. S. 84, 87.ペーリンカには、国民請願の持つ意味が増大する理由について、第一に、諸団体と諸政党の柱状化というコーポラティズム的な政治モデルが、環境政策や経済政策上の対立において非効率になっていることを挙げている。そして第二に、すでに述べたように、野党をはじめとして政党が直接民主主義的な手段を用いて政治活動を行うからであるという。Ebd. S. 85.
- <sup>11</sup> Müller, Das Regierungssystem. S. 109.
- <sup>12</sup> 渡辺久丸『現代オーストリア憲法の研究（普及版）』（信山社、2006年）429-430頁。
- <sup>13</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. pp. 99-101, Oliver Rathkolb, NS-Erbe, Wiederaufbau, Marshallplan, und das „Weiße Gold“ in den europäischen Netzwerken. in: Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidinger, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld*. Wien, 2012. S. 202-203.連邦政府は、1976年以降のエネルギー計画において1990年までに三つの原発を稼働する予定であった。しかし、国民投票後の1980年の段階では、オーストリアで最初の原発となる予定であったツヴェンテンドルフ原発がそもそも稼働するのか、そしてそれはいつなのかについて、もはや確定していなかった。それゆえ、当時の連邦政府はさらなる原発の建設ではなく、ツヴェンテンドルフ原発の稼働に力を注いだのであった。Ernst Streeruwitz, Energiepolitik in Österreich. in: Andreas Khol, Alfred Stirnemann (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1979*. München, 1980. S. 244-245.
- <sup>14</sup> Streeruwitz, a.a.O. S. 261-262.
- <sup>15</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. p. 104.

- <sup>16</sup> オーストリア発電所連盟は1953年に設立され、のちにオーストリア電力会社連盟（Verband der Elektrizitätsunternehmen Österreichs）へと改称された。さらに2010年以降は、オーストリア・エネルギーという名称になり、オーストリアの電力業界の利益団体を代表している。オーストリア・エネルギーのホームページ <http://oesterreichsenergie.at> 参照。2016年8月20日閲覧。
- <sup>17</sup> Verband der Elektrizitätswerke Österreichs (Hg.), *Thema Kernenergie. Fragen & Antworten*. Wien, 1975. S. 4-6.
- <sup>18</sup> *Ebd.* S. 7-8.
- <sup>19</sup> *Ebd.* S. 10-11.
- <sup>20</sup> *Ebd.* S. 12.
- <sup>21</sup> *Ebd.* S. 15.
- <sup>22</sup> *Ebd.* S. 16.
- <sup>23</sup> *Ebd.* S. 18-19.
- <sup>24</sup> *Ebd.* S. 30.
- <sup>25</sup> *Ebd.* S. 22-23.
- <sup>26</sup> *Ebd.* S. 33-34.
- <sup>27</sup> ミュラーは、このフォーアアルベルクの反原発闘争は1978年の国民投票にとって重要な意味を持っていたと指摘している。投票結果には州によってばらつきがあったが、フォーアアルベルク州ではツヴェンテンドルフ原発の稼働反対が84%に上っていた。彼は、「もしフォーアアルベルクでの「反対」が、原子力を拒否した他の諸州と似たような割合であったならば、国民投票の全体の結果は「賛成」であっただろう」と述べている。Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. p. 105.
- <sup>28</sup> Bernhard Natter, Die „Bürger“ versus die „Mächtigen“ – Populistischer Protest an den Beispielen Zwentendorf und Hainburg. in: Anton Pelinka (Hg.), *Populismus in Österreich*. Wien, 1988. S. 152-155.
- <sup>29</sup> Engelbert Broda, *Langfristige Problem der Kernenergie*. Wien, 1976. S. 23. さらにブローダは、原発と軍需産業の結びつきについても注意を促し、「「プルトニウムからなる世界」は長崎と広島の世界である。それは、すでに平和の時代に、あらゆる都市をボタンを押すことで消滅させられるようにロケットが向けられている世界である」と述べた。そして彼は、原子力以外の選択肢を求めていくことの重要性を説いた。Broda, a.a.O. S. 24.
- <sup>30</sup> Rudolf Götz, Öffentlichkeitsmobilisierung und partizipative Demokratie. Der Österreichische (grüne) Gentechnikkonflikt. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2005/1. S. 77.
- <sup>31</sup> Liselotte Douschan, Anton Benya. *Österreichischer Gewerkschafts- und Nationalratspräsident*.

Wien, 2011. S. 213.

<sup>32</sup> *Ebd.* S. 215.

<sup>33</sup> Natter, a.a.O. S. 156. ナッターは、「ツヴェンテンドルフ」が、原子力という「個別の問題」を超えて意味を獲得したと指摘する。それは「ツヴェンテンドルフ」が、環境の質と民主主義の質という問題において国民の一部に存在する不満要因を、オーストリアで最初に明確化させ、集積させることになったからであった。Ebd. S. 157.

<sup>34</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident 34 to State Doctrine. pp. 106-108. 日刊紙『ヴィーナー・ツァイトゥング』は2011年、タウスと、長くクライスキーのために働き、当時国民議会議員であったカール・ブレッヒャ (Karl Brecha) に対するインタビューを掲載した。このタウスの態度表明に関連したやりとりの部分でブレッヒャは、私的な会話ではタウスを褒め称えていたクライスキーが、一度だけ彼に対して怒ったことがあったと明かしている。それは、ÖVP 単独政権下で建設が決まったツヴェンテンドルフ原発について、クライスキーが、ÖVP は政権とともに団結してそれを実施し、あるいは少なくとも国民投票で中立の立場を取らなければならないと考えていたからであり、にもかかわらず彼らが投票で反対にまわり、反原発路線に方向転換したからであった。それに対してタウスは、最も原発に賛成していたのは SPÖ 支持の労働組合員たちだと述べ、ÖVP では経済重視派と労働組合員が賛成する一方で女性団体が強力に反対し、最終的に党内で自主投票とする妥協が成立したと振り返った。彼は、それがよいことではなかったとしつつも、「党内に重大な相違を抱えていたがために、それ以外の選択肢はなかった」と語った。Wien *er Zeitung*, 14. Jänner 2011. インターネット版。最終閲覧2018年2月8日。

さらに、FPÖ が反対の態度を堅持したことに関してシュタイアーマルク州 FPÖ の党史は、党の戦略的な要因を記している。それによれば、FPÖ 支持層は原子力の利用に賛成し、原発の稼働を支持していたものの、党が反対票を投じることを呼びかけたために彼らはそれに従った。そしてその理由は、クライスキーが自らの政治的運命を原発への賛成と結びつけたからであった。Gerhard Kurzmann, Die Ära Alexander Götz beginnt. in: Gerhard Kurzmann, Mario Kunasek (Hg.), *Vom Dritten Lager zur ersten Kraft. Die Steirischen Freiheiten*. Graz, 2017. S. 58.

<sup>35</sup> Hans Werner Scheidl, IRONIMUS, *Der wahre Kreisky*. Wien, 2010. S. 247.

<sup>36</sup> Rudolf Bretschneider, Wahlen und Wähler in Österreich 1978/79. in: Andreas Khol, Alfred Stirnemann (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1979*. München, 1980. S. 2.

<sup>37</sup> *Ebd.* S. 3.

<sup>38</sup> *Ebd.* S. 4-5.

<sup>39</sup> *Ebd.* S. 4-7.

- <sup>40</sup> Bundesministerium für Inneres, *Volksabstimmung am 5. November 1978*.連邦内務省ホームページ (<http://www.bmi.gv.at/>) よりダウンロード。最終閲覧2011年8月9日。
- <sup>41</sup> Streeruwitz, a.a.O. S. 244-245.
- <sup>42</sup> この「原子力禁止法」は、正式には「オーストリアにおいてエネルギー供給のために核分裂を利用することを禁止することに関する連邦法」という。その第1条では、「エネルギー供給を目的として、核分裂を通じて電力を生産する施設は、オーストリアでは建設してはならない。しかしながら、そのような施設がすでに存在するならば、その施設は稼働してはならない」と定められた。*Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich*. Ausgegeben am 29. Dezember 1978.
- <sup>43</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. p. 101.
- <sup>44</sup> *Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich*. Ausgegeben am 13. August 1999.
- <sup>45</sup> Reinhold Christian, Energie in Österreich. in: Andreas Khol, Alfred Stirnemann (Hg.), *Österreichisches Jahrbuch für Politik 1984*. Wien, 1985. S.308-309, 339-340.
- <sup>46</sup> Streeruwitz, a.a.O. S. 260.
- <sup>47</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. pp. 110-114, Douschan, a.a.O. S.217, Andreas Kuchler, Zwentendorf (1968-1986). Österreich verweigerte die Inbetriebnahme des Atomkraftwerks. in: Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidinger, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld*. Wien, 2012. S.243. 1975年から2005年までのオーストリアの政治的な抵抗運動について分析したマルティン・ドレツァル (Martin Dolezal) らによれば、他の西欧諸国と比較してそれほど強力ではない同国の抵抗運動の中でも、反原発運動は女性運動と並んで、その参加者の数という点で1970年代に大きな役割を果たしたという。そしてやはり彼らも、「国家レベルにおいて反原発の紛争は、遅くとも1986年のチェルノブイリの原子炉事故以降は終了した」と述べている。Martin Dolezal, Swen Hutter, Konsensdemokratie unter Druck? Politischer Protest in Österreich, 1975-2005. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 2007/3. S.342-347.
- <sup>48</sup> Andreas Kuchler, Die Entwicklung der Wasserkraft zwischen Tschernobyl und der Liberalisierung. Österreich wurde von Importen abhängig. in: Oliver Rathkolb, Richard Hufschmied, Andreas Kuchler, Hannes Leidinger, *Wasserkraft. Elektrizität. Gesellschaft. Kraftwerksprojekte ab 1880 im Spannungsfeld*. Wien, 2012. S.257
- <sup>49</sup> Müller, Austria. Rejecting Nuclear Energy – From Party Competition Accident to State Doctrine. p. 103.

- <sup>50</sup> Streeruwitz, a.a.O. S. 264-265.
- <sup>51</sup> Douschan, a.a.O. S. 217-219.
- <sup>52</sup> Hubertus Czernin, *Die Interviews*. Wien, 2016. S. 53-54.
- <sup>53</sup> *Ebd.* S. 69. シュテーターは、この質問に対して「ツヴェンテンドルフは、新たな国民投票なしには稼働されない」と答え、稼働するための根拠を欠いている状態では、いずれにしても原発は動かされないとの見解を示した。 *Ebd.* S. 70.
- <sup>54</sup> FPÖ-Bildungsinstitut, *Österreich zuerst 1956-2016. 60 Jahre FPÖ*. Wien, 2016. S. 176.
- <sup>55</sup> Czernin, a.a.O. S. 147-148.
- <sup>56</sup> Hans Heinz Fabris (unter Mitarbeit von E. Geretschläger und K. Luger), Pro und kontra Zwentendorf. Basisinitiativen und Massenmedien. Ergebnisse einer inhaltsanalytischen Untersuchung der Berichterstattung des Meinungsbildungsprozesses über die Volksabstimmung am 5. November 1978. in: *Österreichische Zeitschrift für Politikwissenschaft*. 1980/1. S. 70-71.
- <sup>57</sup> *Ebd.* S. 71.
- <sup>58</sup> *Ebd.* S. 72.